

2020年4月3日

2019年度第6回運営会議議事録

開催日時：2020年4月3日 10:00～12:00

開催場所：協会サロン

参加者：嘉規会長、小田原、田邊・片桐副会長、浦和部会長、
岩田国際交流課課長補佐

配布資料

1. 運営会議次第
2. 令和元年度事業報告
3. 令和元年度決算報告書
4. 同上内訳表（A3）
5. 令和2年度事業計画（案）
6. 令和2年度収支予算（案）
7. 令和2・3年度役員の承認について

1. 新市長公室長の紹介

- ・田中 浩二氏よりご挨拶をいただく

2. 総会議案について

各議案書について、記載内容の検討、修正を行った。

3. 総会の役割分担について

- ・司会進行 浦和部会長
- ・議長 小田原副会長
- ・議案説明 片桐事務局長
- ・質問対応 片桐事務局長、田邊副会長、嘉規会長
- ・監査報告 監査の日に、会長からお二人に話をして、監査報告役を決める

4. 新型コロナウイルス感染症への対応について

①総会の開催について

(市からの説明)

- ① 任意団体であるので市が決める事ではないが、交付金を決定する為には正当な方法で議決された「決算書・事業報告書」「予算書・事業計画書」の提出を受ける必要がある。
- ② 令和元年度「決算書・事業報告書」は5月末の出納閉鎖期間内に提出していただく必要があるが、コロナにより総会の開催が遅延した場合の期限延長等の特別措置が可能かどうか、財政部門に確認しておく。
- ③ 令和2年度「予算書・事業計画書」は通常表決が遅ればその分、新年度事業が開始できる時期が遅れる事になる。
- ④ 一般論として、現在の規約の条文からは、書面表決ができる規定とは読み取れない為、今年度については招集せざるを得ないのではないかとと思われるが、協会としても弁護士等に法律相談などを行い、検討してみてはいかがか。
- ⑤ さらに、次年度以降に備えて、総会を開くいとまが無い時は、書面評決を可能とする旨の規定を規約に盛り込むよう、併せて検討してみてはいかがか。

(運営会議の検討)

(1) 総会の開催について

- ① 現在の規約において書面表決を実施する事が難しいのであれば、今年度については、総会は開催せざるをえない。
- ② 次年度以降に再び同様な事態が発生した場合に備えて、今年度の総会において新たに規約改正議案を提出し、総会を開催できないときに書面表決をすることが出来る旨の規定を盛り込むこととする。
- ③ 総会を開催するにあたっては感染防止対策をしっかり行う。
 - ・出席者には健康観察や、連絡先などをカードに記入していただく。
 - ・入り口に消毒液、体温計を用意する。
 - ・窓を開けて換気する。
 - ・マスクを着用する。
 - ・説明を短くして最低限の時間で行う。
- ④ 急な中止や会場変更に備え、開催通知文の中に注意事項を記載する。
 - ・中止や会場変更の連絡は郵送せず、ホームページ及びメールマガジンで行う。
 - ・開催通知文の中にQRコードを載せて、情報にアクセスしやすいよう工夫する。
 - ・必ず来場前にホームページの情報を確認してから来るように、注意喚起の

文章を資料に同封する。

⑤ 総会資料の発送について

- ・ 発送の為の封入作業は、感染リスクがあるので、総会資料を紙ベースで郵送するのをやめて、ホームページからダウンロードするようにはどうか。

→ 見る事ができない会員が多くいると考えられるので、郵送するしかない。
換気する、間隔をあけるなどに気をつけながら、封入作業を行う。

⑥ 商工会議所が貸室の貸し出しをやめた場合の対応について

- ・ 市役所の 11 階大会議室を 5 月 22 日（金）に仮押さえを行った。

⑦ 総会後の懇親会は、中止とする。

(2) 理事会の開催について

- ① 理事会は開催する。
- ② 4 月 13 日に予約している中央公民館

(3) 規約の改正について

「総会の開催について」で検討した通り、今後起こりうる災害も含めてこのような非常時には書面表決ができるように規約の改正を行う方向で今年度の総会の議案に含めて上程する。

改正案を協会で作成し、市にも確認を依頼する。

5、その他

- ①もし総会決議が 5 月末までに間に合わず、市役所への報告が遅れそうな場合は速やかに締め切りの延期願を提出することも準備しておく。
- ②この後、運営会議の開催は理事会まで行わないが、メール等で緊密に連絡を取り合い総会開催に向けて協力していく

以上